五十五　文化財の災害復旧に要する経費があること。

五十六　消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

五十七　消防の広域化を行う市町村に対する補助金、交付金等があること。

五十八　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。

五十九　造林事業に要する経費があること。

六十　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×156,113,000円×0.5

算式の符号

A　消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する国有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和六年四月一日までに行われたものに限る。）のための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×B×1,097,000円＋A×473,000円

算式の符号

A　普通交付税に関する省令第九条第一項の表都道府県の項第四号ｃ１に規定する学級数

B　普通交付税に関する省令第十二条第五項の表市町村の項第九号の規定に準じて算定した事業費補正係数

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される人工造林、倒木起こし及びこれらと一体的に実施される森林作業道整備（道府県以外のものが行う事業であつて、森林環境保全整備事業実施要領（平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十五号林野庁長官通知）に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、当該年度に要する経費の百分の十七に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

五十七　文化財の災害復旧に要する経費があること。

五十八　消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

五十九　消防の広域化を行う市町村に対する補助金、交付金等があること。

六十　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。

六十一　造林事業に要する経費があること。

六十二　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×156,113,000円×0.5

算式の符号

A　消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する国有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、平成三十六年四月一日までに行われたものに限る。）のための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

道府県立中等教育学校（前期課程）又は道府県立併設型中学校の運営に要する経費について、当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額とする。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される人工造林、倒木起こし及びこれらと一体的に実施される森林作業道整備（道府県以外のものが行う事業であつて、森林環境保全整備事業実施要領（平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十五号林野庁長官通知）に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、当該年度に要する経費の百分の十七に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額